

2018年3月8日

高等教育キーパーソン各位

地域科学 KKJ セミナーニュース 480

非常勤教職員の人事雇用施策の新展開

～ 時短正勤制度の工夫／5・10年ルールと雇止め法理／労務管理／業績評価の運用 ～

3月27日〈火〉開催

ご参画・ご派遣のお願い

改正労働契約法による有期雇用者の「無期転換ルール」の適用がこの4月に始まります。全国の大学の中には「雇止め」等の動きもあり、労働紛争化するとともに、初の訴訟について、高知地裁は3月6日に請求棄却の判決を行いました。

しかしながら、専任（正規）と非常勤（非正規）の格差是正～同一労働・同一賃金への処遇改善は、“まったなし”の現況にあると思います。大学世界は、一般社会に比べて、より“均等・均衡待遇”を先行して実現する社会でありたいと考えます。

特に、教員系における非常勤講師各位の“まさに不条理な”格差状況を アレコレ知るにつけ、大学経営陣の責務は余りにも“重大”といえます。現在の全国の国・公・私大の状況をみれば、非常勤教員への一歩工夫した“やさしい”雇用条件を構築すれば、有為な人財がその大学に殺到することと存じま

す。

教学改革サイドからみれば、3ポリシーの実質化の中で、カリキュラムの整序・精選・スリム化が肝要かと存じます。そして、専任教員が担当する必修及び選択必修のコア科目のウエイトを高めるとともに、その科目群が、自ずとその学科・プログラムの“特色”と“強み”となりましょう。

女性も、男性も世代を超えて、出産・育児や看護・介護の時季には、1日の勤務時間を減らしたり、週3～4日勤務等の短時間にすることが必要となります。そのためには、フレキシブルに「時短正職員」の制度化の工夫が急務であります。既に着手して、成果をあげている先駆的な私立大学もあります。

さて、本セミナーでは、特定社会保険労務士、非常勤講師組合委員長、労働法専門家及び学校法人理事長・大学学長の4人のキーパーソン氏をお招きし、教員・職員の人事雇用施策に係るホットなテーマについて、報告・論展・提言をいただきます。